# 最近の裁判例から (4)- 査定価格の説明 -

# 媒介業者が価格の修正を行わず安価で売却させられ たとした売主による損害賠償請求が棄却された事例

小野田 一雄 (東京地判 令元・7・5 ウエストロー・ジャパン)

2区画(3筆)の土地を一括して売却した 売主が、媒介業者に対し、本来一括売却であ れば必要のない減額査定をされたため安価で 売却せざるを得ない状況に陥らされたとし て、債務不履行に基づく損害賠償請求をした 事案において、媒介業者の査定に不要な減額 がされていたなどの事情は認められないとし て棄却された事例(東京地裁 令和元年7月 5日判決 ウエストロー・ジャパン)

## 事案の概要

平成23年3月、売主X(原告)は、本件土 地 2 区画 (3 筆) (113.09㎡。「本件土地 1 」、 2.51 m°。「本件土地 2 」、90.59 m°。「本件土地 3 」 という。)(概要図参照)を購入する際、個別 に売りに出されていた各区画の査定額を合計 した金額で一括購入しようとしたところ、売 主から一括売却の場合には旗竿地による減額 がなくなるという理由で売買代金を80万円増 額され4030万円で購入した。

平成30年6月、Xは媒介業者Y(被告)と、 本件土地1を2200万円、本件土地2、3を 2300万円、合計4500万円の媒介価格で専任媒 介契約を締結した。

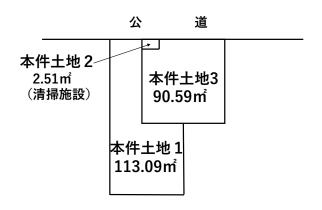
平成30年7月、XはAと4500万円で売買契 約を締結し、100万円の手付金を受領した。

翌日、Xは手付解除の意向をYに相談した ところ、Yから手数料の負担が生じる旨説明 をされたことから、改めて検討し、手付解除 を断念した。

すると、Xは、本件土地の査定額について、

「Yから、それぞれの1区画で販売する前提 での査定額の説明しか聞いておらず、一括売 却する場合の査定額は聞いていない。本件専 任媒介契約においては、媒介価格が4500万円 と定められているが、媒介価格は2区画分の 媒介価格の合計額を記載しているとの説明し かされていない。仮に一括売却が前提とする 媒介価格が記載されているのであれば、2区 画で分譲する旨の虚偽説明をしていたことを 疑わざる負えない。」などと主張し、一括売 却において再査定をしなかったYに対し、近 隣の取引事例を基に算出した損害492万円を 求める、本件訴訟を提起した。

## 概要図



#### 判決の要旨 2

裁判所は次のとおり判示し、Xの請求を棄 却した。

(本件各土地の査定における不要な減額の有 無について)

Yの査定においては、本件土地 1 (113.09㎡)

が2200万円、本件土地3(90.59㎡。本件土地2と併せても93.1㎡にとどまる。)が2300万円と査定されており、道路側整形地である本件土地3の方が1㎡当たりの単価が高く査定されているものといえる。

しかしながら、本件専任媒介契約においては、本件各土地に係る媒介価格が4500万円と定められているところ、本件専任媒介契約書において、本件各土地をそれぞれ売却する場合と一括売却の場合とで異なる媒介価格とする旨の明文の定めはない。また、4500万円の媒介価格が一括売却の場合には適用されない旨の定めもなく、むしろ同契約書の記載からすれば、本件各土地を一括売却する場合にも適用される媒介価格が記載されているものといえる。本件専任媒介契約においては、本件各土地が一括売却された場合であってもその媒介価格を合計4500万円と定めたと解するのが当事者の合理的意思に適合するといえる。

これらの事情からすれば、仮にYが、Xに対し、本件各土地を一括売却する場合の媒介価格として、明確に区画ごとに売却する場合と合計額が同一となる旨を説明していなかったとしても、本件専任媒介契約の解釈を左右するものとはいえない。

また、Xは、平成23年3月に本件土地を購入する際、本件土地1と本件土地3の合計額から一括購入を理由に約80万円の増額を売主から求められ、合計4030万円で購入したものと認められるところ、本件専任媒介契約における本件各土地の媒介価格4500万円は、Xが購入した時の一括購入価格を上回っており、本件各土地を一括売却する価格として合理性を欠いているともいい難い。

これらの事情からすれば、仮にYが本件専 任媒介契約に係る本件各土地の査定に当た り、本件土地1について旗竿地であるとの土 地の形状を理由として一定の減額をしていた としても、そのことから本件各土地の査定において不要な減額がされていたとか、一括売却する場合にその査定額を適用することが不当であったということはできず、他にYが本件各土地について不当な査定を行ったことをうかがわせる事情を認めるに足りる証拠もない。

#### (結論)

したがって、Yが、本件専任媒介契約に係る本件各土地の査定に当たり不要な減額をしていたなど、その査定が不当であったと認めることはできない。

よって、Xの請求は、理由がないから棄却 する。

### 3 まとめ

本事案は、複数区画の土地の売却にあたり、 一括売却の価格についても、売主に知らせて おけば、紛争は避けられたと思われる。

不動産の取引における価格については、売 主は複数業者に価格査定を依頼するなどし て、十分理解・納得し自らの責任において決 定すること、仮に、本件のように複数区画の 売却で一括と単体で価格が異なるような場合 は、その内容を明確にしてから、媒介契約を 締結することが重要である。

また、媒介業者が価格査定をした場合、査 定に関する意見については、宅建業法第34条 の2に基づき、根拠を明らかにするなど、丁 寧な説明を行うことが必要である。

(調査研究部上席調整役)